

社会保険

いばらき

3

協会けんぽ茨城支部の健康保険料率に変更となります

2025 March
NO.560

- インセンティブ制度の取組結果
- 協会けんぽ茨城支部は移転しました！
- 令和6年12月2日から「被保険者資格取得届」「被扶養者（異動）届」の様式が変更になりました
- 人事異動の季節です 届出は正しく速やかに
- 潮干狩り利用補助のお知らせ



筑波山梅林（つくば市）

職場内で回覧しましょう

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

茨城
支部



協会けんぽ

加入者・事業主のみなさまへ

事業所内で回覧をお願いいたします。

令和7年3月分(4月納付分)からの

保険料率のお知らせです

茨城支部の 健康保険料率は変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで
給与・賞与の

9.66%

令和7年3月分(4月納付分)から
給与・賞与の

9.67%

介護保険料率も変更となります

令和7年2月分(3月納付分)まで給与・賞与の

1.60%

令和7年3月分(4月納付分)から給与・賞与の

1.59%

※健康保険料と介護保険料は労使折半となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に
全国一律の介護保険料率が加わります。

※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。

※任意継続被保険者の方は、令和7年4月分の保険料率から変更となります。

保険料率についての
特設サイトはこちら



健康保険料率9.67%のうち、6.29%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.38%分は
後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせ
ください。★ご加入の支部は資格情報のお知らせ等の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)

令和7年度 保険料率に反映された インセンティブ制度の取組結果

インセンティブ制度とは？

インセンティブ制度とは、加入者の皆さまの健康づくりに関する5つの評価指標について、全47支部をランキング付けし、上位15支部に入るとインセンティブ(報奨金)が付与され、健康保険料率に反映される制度です。

インセンティブ制度は、実施率に加え、前年度からの伸び幅や伸び率も評価の対象となります。

今後も健康維持・健康増進に向けた皆さま一人一人のご協力をお願いします。

※令和5年度の結果が令和7年度健康保険料率に反映されます。

※茨城支部は上位15支部に入れなかったため、インセンティブ制度が付与されませんでした。

総合順位 **45**位 / 47支部



インセンティブなし

インセンティブ制度の対象項目 (評価指標)	実績 (令和5年度)	全国順位	皆さまへのお願い
① 特定健診等の実施率	55.7%	41位	協会けんぽの健診を年に1回受診しましょう
② 特定保健指導の実施率	17.2%	32位	健診受診後、特定保健指導のご案内が届いた方は必ず受けましょう
③ 特定保健指導対象者の減少率	32.1%	46位	特定保健指導の対象者とならないよう、日常から健康的な生活習慣に取り組みましょう
④ 要治療者の医療機関受診率	32.2%	44位	健診の結果、医療機関への受診を促されたら必ず受診しましょう
⑤ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用割合	82.7%	20位	後発医薬品(ジェネリック医薬品)を選択しましょう

協会けんぽ茨城支部は移転しました！



令和7年2月21日をもちまして旧住所での業務を終了とし、全国健康保険協会(協会けんぽ)茨城支部は下記へ移転しました。

郵送物は新住所へお送りいただきますよう、お願いいたします。

新住所 〒310-8502
水戸市宮町1-2-4 マイムビル9階

【皆さまへお願い】 専用駐車場はございません。公共交通機関をご利用ください。
なお、申請書類はすべてご郵送でのお手続きが可能です。



 **全国健康保険協会 茨城支部**
協会けんぽ

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

〒310-8502
水戸市宮町1-2-4
マイムビル9階

☎029-303-1500 (代表)

マイナ保険証を
使用しましょう!!



※令和6年12月2日以降、健康保険証は発行されなくなりました。マイナ保険証

使ってみよう!

令和6年12月2日から「被保険者資格取得届」「被扶養者(異動)届」の様式が変更になりました

令和6年12月1日をもって健康保険証は新規発行されなくなり、マイナ保険証へ移行しますが、マイナンバーカードをお持ちでない等、マイナ保険証を利用することができない状況にある方は、協会けんぽが発行する「資格確認書」で医療機関等を受診することができます。

新たに被保険者や被扶養者になる方が資格確認書を必要とする場合は、届書の「 発行が必要」にチェックを入れてください。

すでに被保険者、被扶養者である方が資格確認書を必要とする場合は、協会けんぽに直接申請してください。(健康保険組合加入の事業所につきましては、ご加入の健康保険組合にお問い合わせください。)

健康保険 被保険者資格取得届
厚生年金保険 70歳以上被用者該当届

令和 年 月 日提出

提出者記入欄
事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号

被保険者1
被保険者2

資格確認書発行要否 発行が必要

健康保険 被扶養者(異動)届
国民年金 第3号被保険者関係届

令和 年 月 日提出

事業主記入欄
事業所所在地
事業所名称
事業主氏名
電話番号

A 被保険者欄
B 被扶養者欄

資格確認書発行要否 発行が必要

日本年金機構からのお知らせ

人事異動の季節です 届出は正しく速やかに

従業員を採用したとき

◎資格取得届

●被保険者になる方

適用事業所で常用的使用関係にある方は、国籍や本人の意思などに関係なく被保険者となります（70歳以上の方は健康保険のみの被保険者となり、75歳からは適用事業所に使用されていても、後期高齢者医療の被保険者となりますので、資格を喪失します）。

●資格取得年月日

適用事業所に使用されるようになった場合は、被保険者資格を取得します。**試用期間や見習期間を定めている場合であっても、使用されるようになった日**が資格取得年月日となります。

●提出期限

資格取得日から5日以内

●パートタイマーの取扱い

パートタイマーなどの短時間労働者については、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば被保険者となります。

なお、勤務時間や勤務日数が常時雇用者の4分の3未満であっても、次の4項目すべてに該当する方は被保険者となります。

①国、地方公共団体に属する事業所及び※特定適用事業所に使用されていること。

②週の所定労働時間が20時間以上であること。 ③賃金の月額が88,000円以上であること。

④学生でないこと。

※被保険者数が100人（令和6年10月からは50人）を超える事業所

◎70歳以上被用者該当届

厚生年金の被保険者にはならない70歳以上の方であっても、その方の賃金と老齢厚生年金の金額に応じて、受給されている老齢厚生年金が在職支給停止の対象となります。そのため、70歳以上の方を採用した場合は、資格取得届の備考欄「1. 70歳以上被用者該当」に○を付けてください。

従業員が転勤・退職したとき

◎資格喪失届

●資格喪失年月日

喪失原因によって日付が異なりますので下記を参照してください。

退職等による資格喪失	退職日の翌日、転勤の当日、雇用契約変更の当日
死亡による資格喪失	死亡日の翌日
75歳到達による健康保険の資格喪失	誕生日の当日
障害認定による健康保険の資格喪失	認定日の当日

●提出期限

資格喪失日から5日以内

●健康保険被保険者証の返納

資格喪失届に退職者及び被扶養者全員の保険証を添付してください。（高齢受給者証や特定疾病療養受療証・限度額適用認定証の交付を受けている場合には併せて添付してください）。紛失等により返納できない場合は、回収不能届とともに提出をお願いします。

退職後、引き続いて再雇用したとき

◎60歳未満の方

被保険者が雇用契約期間の満了等により退職した後、1日の空白もなく同じ事業所に再雇用された場合、実際の雇用関係は継続しており被保険者の資格も継続するため、資格喪失届等の提出は不要です。

なお、再雇用の際に報酬の変動があった場合は、月額変更届または算定基礎届で標準報酬月額を改定します。

◎60歳以上の方

60歳以上の方が退職後に1日の空白もなく継続して同じ事業所に再雇用された場合は、雇用関係がいったん中断したものととして「資格喪失届」と「資格取得届」を提出していただき、再雇用された月分から再雇用後の報酬に応じた標準報酬月額に変更することができます。

●留意事項

下記の①と②の両方、または③を添付し、「資格喪失届」と「資格取得届」を同時に提出してください（その方に被扶養者がいる場合は「被扶養者（異動）届」も提出してください）。

①就業規則、退職辞令の写し（退職日が確認できるものに限る）

②雇用契約書の写し（継続して再雇用されたことがわかるものに限る）

③「退職日」及び「再雇用された日」に関する事業主の証明書（事業主印が押印されているものに限る）



潮干狩利用補助のお知らせ



茨城県社会保険協会では、会員事業所様の被保険者をご家族の健康増進を図るため、下記のとおり木更津市江川海岸での潮干狩利用補助事業を実施いたします。ご家族や職場の皆さんで“黄金のはまぐり”を探してみてもいかがですか。

記

利用期間	令和7年3月29日(土)から令和7年6月29日(日)まで
場所	千葉県木更津市 江川海岸
利用資格	一般財団法人茨城県社会保険協会への加入に賛同し、会費を納めている事業所の被保険者及びその家族
申込枚数	被保険者1人～29人までの会員事業所は 10枚以内 被保険者30人以上の会員事業所は 20枚以内

利用料金	通常料金(網なし) (団体料金)	補助券を利用した場合	採貝グラム数
大人(中学生以上)	2,100円	1,400円	2kgまで
小人(4歳以上 小学生まで)	1,050円	650円	1kgまで

申込方法(問い合わせ) 下記の補助券申込書に必ず返信用封筒(110円切手を貼付)を同封して一般財団法人茨城県社会保険協会(〒310-0021 水戸市南町3丁目4番12号 常陽海上ビル8階)へ送付してください。申込書受付後、江川海岸の潮見表・地図と補助券を交付いたします。

電話 029-226-8005

- その他**
- ・利用補助券は1枚につき1名1回限り有効です。
 - ・超過採貝料金は自己負担となります。
 - ・網袋、熊手は各自ご用意ください。なお、熊手をレンタル利用する場合は一丁100円でご利用できます。
 - ・ペットの入場はお断りします。
 - ・留意点等の詳細は、補助券と一緒に送付する潮見表パンフレットでご確認ください。

※社会保険協会の各種補助事業は、会員事業主様より納入いただいた会費により運営しております。

き---り---と---り---

潮干狩利用補助券申込書

事業所整理記号 ※01イロハ、01ABCなど ※健康保険組合に加入の事業所はアルファベットの記号	
申込枚数	枚
(事務局使用欄)	—

上記のとおり申し込みます 令和 年 月 日

一般財団法人茨城県社会保険協会長 様

事業所所在地 〒

事業所名称

事業主名

事業所電話番号

*ご記入いただきました個人情報、補助事業の運営のみに使用させていただきます。